

事故発生時の対応

1.必要書類を準備する。

<必要書類>

- 事故報告書
- 行事保険加入申込票(兼)団体登録票の控え
- 加入者名簿全員分(事故発生時の行事分)

2.三井住友海上火災保険(株)東京公務室へ必要書類をFAXする。

※保険金支払事由に該当した日から30日以内にご提出ください。

三井住友海上火災保険株式会社 公務部 東京公務室 FAX: 03-3259-7581

3.三井住友海上火災保険(株)保険金お支払いセンターで事故内容の確認を行います。

※事故の内容等により保険の対象とならない場合があります。

4.三井住友海上火災保険(株)保険金お支払いセンターから保険金請求書類をご送付いたします。

●その他注意事項●

- 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。
この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権との示談交渉を行う「示談交渉サービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。
- 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。
- 予定していた行事が順延または中止になった場合は以下にご連絡ください。
順延の場合:東京福祉企画(TEL:03-3268-0910)
中止の場合:東京都社会福祉協議会(TEL:03-3268-7232)

加入手続きに関するお問い合わせ先

(受付社会福祉協議会)

東京都社会福祉協議会 経営支援担当

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1 TEL03-3268-7232 FAX03-3268-2148

※商品・引受に関しては、取扱代理店ならびに引受保険会社にお問い合わせください。

補償内容など保険の内容に関するお問い合わせ先

取扱代理店 有限会社 東京福祉企画 (東京都社会福祉協議会指定保険代理店)

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂1-2 研究社英語センタービル3階

TEL03-3268-0910 FAX03-3268-8832

この他にも介護事業や社会福祉事業等を総合的にフォローアップするために、各種保険を取り揃えております。

ホームページアドレス <http://www.tokyo-fk.com/>

引受保険会社 幹事会社 三井住友海上火災保険株式会社 公務部 東京公務室

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL03-3259-7593 FAX03-3259-7581

- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は、引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。 三井住友海上火災保険株式会社(幹事会社) 東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
なお、引受割合は決定したい東京福祉企画ホームページでご案内します。